

入札監理小委員会における審議の結果報告 大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務

国税庁（大阪国税局）の「大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 現場説明会等について

【論点】

現場説明会は実施しないということだが、事業者から現場を確認したいという要望があった場合の対応は考えているのか。

【対応】

多数の建物があり、すべてにおいて現場説明会を行うことは難しいと考えているが、複数の事業者からの要望があった場合などには、現場を確認する機会を設けることを検討していく。

2. 従来の実施状況に関する情報（委託費）の開示について

【論点】

市場化テストの実施に先立ち、平成 25 年度から「建築設備管理業務（点検及び保守）」として業務の包括化を行っているが、その内訳にある「建物設備保守点検業務」の内容がわかりにくい。

【対応】

名称を「統括管理業務」とし、備考欄に説明を追記した。

[実施要項(案)36～38 頁]

3. パブリックコメントの結果について

- 3者から7件の意見があり、以下の点について実施要項（案）を修正した。
- ・植栽管理業務（屋上緑化）や害虫防除業務において、必要な資格や遵守すべき基準を明記すべきとの意見を踏まえ、追記した。

[実施要項(案)39 頁]

- ・同時にパブリックコメントを行っていた「名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務」における修正と同様、「従来の実施方法」（現行契約の仕様書）ではなく本業務の仕様書(案)を添付することとした。（清掃面積、設備等の従前の仕様書からの変更については精査に時間を要することから、入札公告までに反映させる。）

[実施要項(案) 1～8、47～52、62 頁]

以上